

神奈川県立こども医療センターホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県立こども医療センター広告掲載要綱（平成24年2月20日施行。以下「要綱」という。）第4条第3項、第5条及び第6条の規定に基づき、神奈川県立こども医療センター（以下「センター」という。）が管理するホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ センターが管理するホームページで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構サーバに格納されているものをいう。
- (2) バナー広告 画像で表示された情報で、広告主が指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(掲載の基準)

第3条 バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容は、センター事業の広報の公共性及び信頼性などを損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する内容の広告

- ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的な内容のもの
- イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招く表現
- オ 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- カ 責任の所在が明らかでないとは判断されるもの
- キ 内容及びその目的が不明確なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- コ 利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- サ たばこを宣伝するものや喫煙を推奨するもの
- シ 酒類を宣伝するものや飲酒を推奨するもの
- ス 債権の取立て、示談引受けなどをうたったもの
- セ 主として社員等を募集するもの。
- ソ 広告表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められるもの
- タ 別に定める基準等で広告媒体に掲載しないものとして規定されているもの
- チ その他、掲載ページの内容等から見て適当でないとセンターが認めるもの

(2) 次のいずれかに該当する業種・業者の広告

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定される業種及び類似した業種
- イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定される貸金業
- ウ 葬祭業

- エ 医療法（昭和23年法律第205号）で規定される病院、診療所、介護老人保健施設及び調剤薬局等の医療提供施設
 - オ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）で規定されるあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はその施術所
 - カ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）で規定される柔道整復師又はその施術所
 - キ 薬事法（昭和35年法律第145号）で規定される医薬品等の製造販売業及び製造業
 - ク 社会問題を起こしている業種や業者
 - ケ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
 - コ 占い、運勢判断に関するもの
 - サ 興信所、探偵事務所等
 - シ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
 - ス 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した業者
 - セ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) ホームページ特有の制限事項
- ア アクセシビリティへの配慮がされていないもの
 - イ バナー広告のリンク先から、センターのリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているもの
 - ウ バナー広告のリンク先から、前2号に掲げる事項に該当するサイトにリンクされるもの
 - エ ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
 - オ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) 広告掲載所属が別に定める条件に合致しないもの
(広告の規格等)

第4条 広告掲載できる規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG
- (3) ファイル容量 10KB以下
- (4) 画像表現 静止画像とする。ただし、表示間隔が2秒以上であり、画像間に明度的な落差がないなど、利用者への配慮が十分に行われていると認められる場合に限り、複数の静止画を交互に表示することを妨げない。

(広告の掲載位置及び枠数等)

第5条 バナー広告掲載にあたっては、要綱第4条の規定の趣旨に則り、センターホームページ広報に支障を及ぼさない範囲で、次の各号のいずれも満たさなければならないものとする。

- (1) 広告を掲載する位置は、トップページの最下欄（フッターの下）とすること。
- (2) センター事業の情報と明確に区別するため、広告掲載位置には必ずバナー広告である旨の表示をすること。
- (3) バナー広告には、必ずALT属性をつけ、適切な情報の補足をすること。

2 掲載できる広告枠数は、原則として5枠までとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として、1月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合には、年度を超えない限りにおいて、複数月とすることができるものとする。

- 2 広告掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、広告掲載開始日が休日に当たるときは、繰り上げることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情により月の初日に掲載することができない場合には、月の途中から掲載することができるものとする。
 - 4 広告掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、広告掲載終了日が休日に当たるときは、繰り下げることができる。
- (広告の募集)

第7条 バナー広告の募集方法は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 広告代理店を通して広告主を募集する方法
- (2) 公募により、広告主を直接募集する方法

2 前項の募集を行う場合には、広告掲載場所、募集枠数、募集期間、申込期限など必要事項をセンターホームページに掲載するものとする。なお、広告代理店を通して広告主を募集する場合には、広告代理店の連絡先等を併せて表示する。

(広告掲載の申込)

第8条 バナー広告掲載を希望する者は、「神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載申込書」(第1号様式)にバナー広告の原案を添えて申し込むものとする。

2 広告代理店を通して広告主を募集しているものについては、広告代理店が申込を行うものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 センターは、前条の申込みを受けた場合には、要綱及びこの要領の定めるところにより、バナー広告の掲載の可否を決定し、「神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書」(第2号様式)(以下「決定通知書」という。)により、当該広告掲載の申込みを行った者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

2 予定枠数を超えて適正な申込みがあった場合には、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して掲載するものとする。

- (1) 掲載するトップページのテーマ等を勘案して、相応しいもの
- (2) 営利を目的としない法人又は私企業のうち公共性が高いもの
- (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (4) 広告の掲載回数の少ないもの
- (5) 直近に広告を掲載していないもの

3 前項各号に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

(広告掲載料)

第10条 申込者は、前条の規定により送付された「決定通知書」の記載に従い、広告掲載料を納付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、申込者が当該ホームページ広告枠の広告代理店である場合には、契約書に定められた額及び方法により支払うものとする。

3 第6条第2項の規定により、月の途中から掲載する場合には、1月に満たない期間の広告掲載料は、1月の掲載料をその月の日数で除して算出した日額に、掲載することとした日数を乗じて算出した額を徴収するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 申込者は、バナー広告画像データ（以下「広告原稿」という。）を作成し、「決定通知書」で指定した日及び場所に「神奈川県立こども医療センターホームページ広告掲載承諾書」（第3号様式）を添えて提出するものとする。

2 センターが、前項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条又は第4条の規定に反すると判断した場合は、申込者に対して修正等を指示することができる。

3 申込者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（広告掲載の方法）

第12条 センターは、前条の規定により提出された広告原稿を、原則として、広告掲載開始日の午前0時から午前9時までの間に掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を、原則として、広告掲載終了日の午後5時から午後12時までの間に削除するものとする。

（広告内容の変更）

第13条 申込者は、やむを得ない理由がある場合に限り、当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合において変更は、原則として月単位とする。

2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、リンク先の変更のみの場合にあつては、変更しようとする日から起算してセンターの休日を除き5日前までに、「神奈川県立こども医療センターホームページ広告変更申請書」（第4号様式）によりセンターに申請しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、センターが変更後のリンク先が第3条及び第4条に抵触すると判断した場合には、リンク先の変更を行わないことができるものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。

(2) 第11条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。

(3) 第11条第2項の規定による修正の指示に従わないとき。

(4) 広告のリンク先の無断変更、リンク切れ及び広告の内容が第3条各号に抵触するとセンターが判断した場合

2 センターは、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該申込者に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により取消した場合において、センターは納付済みの掲載料は返還しない。

（広告掲載の取下げ）

第15条 申込者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、「神奈川県立こども医療センターホームページ広告掲載取下申請書」（第5号様式）によりセンターに申請しなければならない。

3 センターは、前項の規定により広告の掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げの申し出があった日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。

(広告掲載料の返還)

第16条 センターは、広告主及び広告代理店のいずれの責にも帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第10条第1項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月につき1日の場合は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、センターホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第17条 広告主及び広告代理店は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主及び広告代理店は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主及び広告代理店は、申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合、若しくは、当該ページ内のリンク先が、本要領又は当該ホームページ広告に関する定めに合致しない状態となった場合には、直ちにセンターに報告するとともに、その指示に従わなければならない。

4 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちにセンターに報告するものとし、センターはこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、既に納付されている広告掲載料の返還及び損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(事務の取扱い)

第18条 この要領に定める広告掲載に関する事務は、経営企画課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

第1号様式

年 月 日

神奈川県立こども医療センターホームページ広告掲載申込書

神奈川県立こども医療センター総長 殿

(申込者)

所在地： _____

名称： _____

代表者職・氏名： _____ 印

神奈川県立こども医療センターホームページ広告掲載要領第8条の規定に基づき、広告の掲載について次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、神奈川県立こども医療センターホームページ広告掲載要領及び当該ホームページ広告に関する定めを遵守するとともに、掲載審査に当たって必要な調査に協力することに同意します。

1 バナー広告の内容

(1) 掲載希望場所 (URL) 及び枠数

(2) 掲載希望期間 (掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。)

平成 年 月 ~ 平成 年 月

(3) バナー広告のデザイン案

- ・ ファイル形式：G I F ・ J P E G (いずれかに○を付けてください。)
- ・ ファイル容量： KB

※ バナー広告のデザイン (案) は、CD又はDVDに保存し、申込書とともに 提出してください。

(4) リンク先ホームページ

- ア 社名
- イ 業種
- ウ URL
- エ ページ内容

2 連絡先

部署・氏名 : _____

電話番号 : _____

ファクシミリ : _____

電子メール : _____

第2号様式

年 月 日

神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

(申 込 者) 様

神奈川県立子ども医療センター総長 印

神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載要領第9条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載を承認します。 <input type="checkbox"/> 掲載は認められません。 掲載を認めない場合の理由	
2 掲載場所・枠数等		
	リンク先	社名： URL：
3 広告掲載期間	平成 年 月から平成 年 月まで	
4 広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む）	
※広告代理店の場合には、記載しません		
※ 納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。		
5 広告原稿の提出方法等	提出方法	
	提出期限	平成 年 月

問い合わせ先

第3号様式

年 月 日

神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載承諾書

神奈川県立子ども医療センター総長 殿

(申込者)

所在地：

名 称：_____

代表者職・氏名：_____印

平成 年 月 日付けで神奈川県立子ども医療センターホームページへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきまして、決定通知書に記載された内容について承諾するとともに、次の事項に同意します。

また、同意事項に記載された内容を実施するにあたり、費用が発生する場合であっても、当方で全て負担します。

1 同意事項

- (1) 神奈川県立子ども医療センター広告掲載要綱、神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載要領及び当該ホームページ広告に関する定めを遵守すること。また、本承諾書提出後にこれらの定めが改定された場合にあっては、その改定後の定めを遵守すること。
- (2) 神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載要領の規定に基づき行われる指導に従うとともに、指示された事項に速やかに対応すること。
- (3) 広告掲載に疑義が生じた場合は、誠実に協議に応じるとともに、調査対応や必要書類の提出など、必要な措置を講ずること。

2 連絡先

部署・氏名 : _____

電話番号 : _____

ファクシミリ : _____

電子メール : _____

第4号様式

年 月 日

神奈川県立子ども医療センターホームページ広告変更申請書

神奈川県立子ども医療センター総長 殿

所在地： _____

名 称： _____

代表者職・氏名： _____ 印

神奈川県立子ども医療センターホームページ広告掲載要領第 条の規定に基づき、広告内容の変更について、次のとおり申し込みます。

1 変更の理由

2 変更内容

(1) バナー広告のデザイン変更

- ・ 有り 無し
- ・ ファイル形式 GIF・JPEG / 容量 KB
- ・ 変更デザイン案 (別添可)

(2) リンク先変更

- ・ 有り 無し
- ・ 社名：
- ・ 業種：
- ・ URL：
- ・ ページ内容：

2 連絡先

部署・氏名 : _____

電話番号 : _____

ファクシミリ : _____

電子メール : _____

神奈川県立こども医療センターホームページ広告掲載取下申請書

神奈川県立こども医療センター総長 殿

所在地： _____

名 称： _____

代表者職・氏名： _____ 印

平成 年 月 日付けで、神奈川県立こども医療センターホームページへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取下げを申請します。

1 取り下げの理由

2 連絡先

部署・氏名 : _____

電話番号 : _____

ファクシミリ : _____

電子メール : _____